

第 1 3 回峰山町・大宮町・網野町・丹後町

・弥栄町・久美浜町合併協議会（議事概要）

日 時 平成 15 年 7 月 23 日（水）PM1：30～PM2：11

場 所 峰山町総合福祉センター

出席者 48 人（2 人欠席）

傍聴者 7 人

議 題

- （１）協議第 1 号 2 合併の期日に関する事（再協議）
- （２）協議第 2 号 14 使用料及び手数料の取扱いに関する事（再協議）
- （３）協議第 3 号 19-6 消防団の取扱い（再協議）
- （４）協議第 4 号 19-11 国民健康保険の取扱い（再協議）
- （５）協議第 5 号 19-24 建設関係事業の取扱い（再協議）
- （６）協議第 6 号 19-26 上水道等の取扱い（再協議）
- （７）協議第 7 号 19-27 下水道等の取扱い（再協議）
- （８）協議第 8 号 9 一般職の職員の身分の取扱いに関する事
- （９）協議第 9 号 10 特別職等の身分の取扱いに関する事
- （10）協議第 10 号 12 事務機構及び組織の取扱いに関する事
- （11）第 1 2 回合併協議会の会議録について
- （12）次回の日程について

議事経緯

開会

会長あいさつ

会議成立確認

協議事項

会 長 市となることについて、「人口 3 万人以上のみの要件でよい」という合併特例法の期限が 7 月 9 日付けで改正され一年延長となったことに伴い、昨年 1 1 月の第 6 回合併協議会で確認されている「平成 1 6 年 3 月 1 日」という合併期日を、「平成 1 6 年 4 月 1 日」ということで再提案するものである。期日を延長して年度を新しくすることにより、普通交付税の算定の特例を受ける年が 1 年延びることとなり、約 1 0 数億円の財政効果を得られることとなる。また従来の期日では、年度末の 1 ヶ月のみで新しい市となることで、役場内はもとより、消防団や国民健康保険税などについて、町民の方々に混乱を来たす懸念があった。加えて、協議第 2 号から第 7 号については、合併の期日を、平成 1 6 年 3 月 1 日とした上で、必要な経過措置を設けていたものであり、合併期日の変更に伴い経過措置の記述を削除する必要があるので、その修正について再協議をお願いする。

(1) 協議第1号 2 合併の期日に関する事(再協議)・・・確認

主な意見 特になし

(2) 協議第2号 14 使用料及び手数料の取扱いに関する事(再協議)・・・確認

主な意見 特になし

(3) 協議第3号 19-6 消防団の取扱い(再協議)・・・確認

主な意見 特になし

(4) 協議第4号 19-11 国民健康保険の取扱い(再協議)・・・確認

主な意見 特になし

(5) 協議第5号 19-24 建設関係事業の取扱い(再協議)・・・確認

主な意見 特になし

(6) 協議第6号 19-26 上水道等の取扱い(再協議)・・・確認

主な意見 特になし

(7) 協議第7号 19-27 下水道等の取扱い(再協議)・・・確認

主な意見 特になし

(8) 協議第8号 9 一般職の職員の身分の取扱いに関する事・・・確認

委員長報告

新設合併を行う場合は、職員が勤務している6町の法人格が消滅するので、原則としては、各町の職員は失職することとなるが、合併特例法の規定により「合併関係市町村は、その協議により、一般職の職員が、引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように努めなければならない」と規定されている。

また、同じく合併特例法において、「合併市町村は、職員の任免、給与、その他の身分の取扱いに関し、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない」と規定されている。

これらの規定を基に、さらに、新市として、合併を契機に、より効率的かつ適正なあり方等について検討され、まず、番号1の「職員数」につきましては、「現在の6町の一般職

の職員については、合併特例法の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐ」とこととし、「職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。」とした。

次に、番号２の「職制」につきましては、「人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る」とし、番号３の「給与」につきましても、同じ職種、経験年数であれば、同じ職場で働くものの給料は同一であるべきとの考え方から、「職員の給料表は、国家公務員の給与制度等に準拠し、合併時に統一を図る。」こととした。

小委員会においては、特に給与の調整案について、御意見、ご質問が集中し、現在、６町の給与につきましては、職種別に適用する給料表や運用幅が異なっており、結果として、取扱いに大きな差が見られる。

新市において、全ての職員を統一した給料表で運用するということは、結果として、現在の各職員の給与額を新市において保障しない、つまり大きく減少する職員も発生するという説明を受ける中で、給与は、生活や家庭に密着するものであることからいろいろと意見が見られた。

象徴的な意見として、まず、住民意識調査の結果で、「人件費の削減」を期待する声が非常に大きいことを踏まえるべきといった意見や、「合併して給与が上がるのは納得できない」との意見、さらに、「民間の経営者としては、現在の状況を従業員には見せられない」、また、合併時に統一するのは止むを得ないが、「ある程度の激変緩和措置をとるべき」、統一はするが、まず、「現給保障をした上」で対応すべき、などの意見が出され、６町の時間外勤務手当の実態や諸手当の現状なども確認をし、協議を重ねたが、統一を図ることについては、各委員とも了承となり、今後、各町が職員組合との話し合いなどを通じて、調整していただくということで、最終的に調整結果のとおり確認した。

なお、小委員会としては、今後、よりよいまちづくりをするに当たり、職員の活躍は欠かせないとの認識から、給与等については、職員に説明を行い、コンセンサスを得るよう努力されたい旨を理事者に伝えることとされたので、この場を借りて私の方からお伝えする。

主な意見 特になし

(９) 協議第９号 10 特別職等の身分の取扱いに関すること・・・確認

委員長報告

特別職の任期の関係ですが、新設合併を行う場合は、それぞれの町の法人格が消滅するので、原則として各町の特別職は全て失職となる。特に市長については、地方自治法の規定に伴い新市の市長が選出されるまでの間、市長の職務執行者を合併の期日までに６町長により協議して定めることとなっており、合併協議会でこの旨を確認しておく必要がある。番号１「特別職の任期」において、確認をしたものである。

また、行政委員会の委員についても全員失職となるが、教育委員、選挙管理委員等、空白の許されないものについては、新市長、あるいは議会で選出されるまでの間、臨時、あるいは暫定の委員を設置することとなる。

次に、給与、報酬の関係ですが、新市の４役及び議員については、新市の人口規模等を勘案の上、近隣市の状況、特に現在の状況等を考慮して、設定されたものである。

なお、これらの給与、報酬については、新市において速やかに特別職報酬等審議会を設置して、適正なものとなるように努められるものである。

次に、消防団員の報酬等については、協議会で確認した「消防団の取扱い」の調整結果に基づき、６町の現在の総額を超えない範囲で、現在の消防団活動を維持するという前提で定められたものである。

小委員会では、特別職、議員の報酬に係る経費削減額についての質問や、行政改革、経費削減等の住民の意見を踏まえて考えるべき、あるいは、新市としての人口規模等また、職務に魅力を持たせるため相応の金額にすべきとの意見もあり一致が見られず、最終的に採決して確認をした。

主な意見 特になし

(10) 協議第10号 12 事務機構及び組織の取扱いに関すること・・・確認

委員長報告

この項目については前提があり、当協議会において新市の事務所の位置を「峰山町役場とし、６町の役場は、それぞれ支所とすること」は既に確認されており、さらに、同時に庁舎スペース等の問題から、「本庁を、峰山町、大宮町、網野町の役場に分散する」考え方についても、支所には現在の半数程度の職員を残すことを含め、了承されている。

この前提の下に、新市としての組織及び事務機構であるが、まず、現在の６町の庁舎を有効活用することとし、住民の方々が特に不安に思っておられる住民サービスについて、低下しないよう十分配慮することを基本として、記載のとおり「新市における組織・機構の整備方針」に基づき、整備することとされた。

事務機構及び組織については、新市の体制の基本となるもので、小委員会では議論をいただく材料として、事務レベルで作成の新市の組織のたたき台をもとに、いろいろと質問、意見が出された。

住民の方々にとっても、現在の役場がどうなるのか非常に関心の高い項目でもあり、特に、本庁の分庁方式とともに、市民局という名称で検討している支所の体制について議論が集中した。

その中では、新市の組織は、専門性、効率的な面を重視すべきで、出来るだけ集約すべきといった意見や、行政のスリム化、建設計画のゾーニングとの関係を重視した部局の配置を検討すべき、教育委員会の組織について支所にも設置すべき、支所の権限をどうするのかといった、新市の組織の各論について、実にいろいろな意見が出されたところである。

小委員会としては、「たたき台」は、あくまで参考資料として扱うこととし、調整結果の案に記載している事項について、おおむね異議はありませんでしたので採決を行い、調整結果のとおりで確認された。

なお、小委員会の委員の思いとして、これまでの小委員会での協議内容を十分考慮の上、今後、町長会等において、新市としての事務機構及び組織の具体案を検討して頂きたいと

のことであり、私の方からこの思いを伝えるべく、申し添えさせていただく。

主な意見

委 員 支所というのと市民局というのがあるが、どう違うのか。また、市民局には全職員の半数くらいを置くと聞いているが、その職員数はいつ頃までに決まるのか。

事務局 地方自治法の規定では、一定のエリアを総合的に所管する地方機関として、支所というものを設置することができるのとあり、その呼び名については自治体に委ねられている。市民局は法的には支所としての位置付けであり、あくまで呼称として市民局と呼ぶということである。議会で合併の議決をいただかないと、職員の配置などすべての準備作業ができない状況にある。

委 員 市民局などの組織・機構の詳細については、今後、町長会等で煮詰めていくという理解でよいのか。

会 長 部会において、かなりな部分までたたき台を作っており、今後町長会等で煮詰めていく。

(11) 第12回合併協議会の会議録について・・・公開することを確認

(12) 次回の日程について

日 程

(日 時) 平成15年7月31日(木)午後1時30分から

(場 所) 大宮町 アグリセンター大宮

文責 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会事務局
(速報のため、事後修正の可能性あり)